

1. 件名：「公益財団法人核物質管理センター六ヶ所保障措置センターにおける排気ダストモニタの更新に伴う施設検査に係る面談」
2. 日時：平成29年9月13日（水）13時30分～14時30分
3. 場所：原子力規制庁10階打合せスペース
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部
研究炉等審査部門
根塚安全審査官、太田安全審査官
専門検査部門
関主任原子力専門検査官
公益財団法人核物質管理センター六ヶ所保障措置センター
安全管理課 主査 他1名

5. 要旨

- (1) 公益財団法人核物質管理センターから、六ヶ所保障措置分析所に設置している排気ダストモニタの検出器及び検出部ユニット（以下「検出器等」という）交換に伴う施設検査の受検について、以下のとおり、説明があった。
 - ・ 4系統ある検出器等のうち、検出器の半導体が経年劣化している2系統のものを交換する。なお、このうち1系統は、本年7月に指示値に一時的に異常を示したものである。
 - ・ 交換及び点検にそれぞれ2週間程度を要し、その間は、移動式ダストモニタ（施設検査合格済）を用いて排気の監視を行う。移動式ダストモニタは2台あるが、非常時に備えるため、このうち1台のみを使用することとし、検出器等の交換作業は1系統ずつ行うこととするため、施設検査も1系統ずつ受検したい。
 - ・ 受検時期は平成29年10月及び平成30年3月を希望している。前者については、今後、2週間程度で申請を行いたい。
- (2) 原子力規制庁から、以下の指摘を行った。
 - ・ 交換する検出器等について、核燃料物質の使用許可申請書に記載のどの排気ダストモニタに対応するかがわかるよう、施設検査申請書において記載すること。
 - ・ 警報設定値の設定根拠について、保安規定との整合が分かるように考え方を明らかにすること。
- (3) 原子力規制庁から、今後の施設検査の受検について、以下のように説明した。施設検査申請は、法令に基づき事業者の責任の下、事業者が判断するものである。その意思決定及びそのプロセスは、既存の品質保証体系の仕組みの中で実施し、品質記録等として管理する等明確にすること。

6. その他

配付資料

- ・ 排気ダストモニタの施設検査について